



第50回 全国ホタル研究会 新潟県関川村大会が開催されます！



この大会は、全国各地のホタル研究の専門家や保護グループの活動家などが一堂に会し、日頃の研究成果や活動事例を発表するものです。

大会では、会場での発表だけでなく現地でのホタル観賞も予定されていますので、この機会に、ホタル舞う自然の美しさを感じてみませんか。

- と き 平成29年6月30日(金)～7月2日(日)
- ところ 主会場：関川村村民会館 ホタル観賞地：関川村下川口
- 主 催 全国ホタル研究会
- 主 管 第50回全国ホタル研究会新潟県関川村大会実行委員会
- 日 程

日	時	内 容	場 所
【1日目】 6月30日(金)	14:00～15:00	参加者受付	関川村村民会館
	15:00～15:30	オリエンテーション	
	15:30～16:30	研究発表1 ①関川村健康づくり推進協議会 ②関川村立関川中学校	
	16:30～19:00	移動	
	19:00～21:00	ホタル観賞会(村民健康ウォーキング)	関川村下川口
【2日目】 7月1日(土)	8:30～9:30	受付	関川村村民会館
	9:30～10:00	歓迎アトラクション	
	10:00～11:00	開会式	
	11:00～12:00	研究発表2 ①関川村立関川小学校 ②新潟県ホタルの会	
	12:00～13:00	昼食	
	13:00～16:30	研究発表3	
	16:30～17:30	全国ホタル研究会総会	
	17:30～18:00	移動	
	18:00～20:30	交流・懇親会	せきかわふれあいど〜む
【3日目】 7月2日(日)	9:00～12:00	地域観光(有料・村外参加者のみ)	

- 参加費 村民は大会参加費無料。
ただし、希望される方は、7月1日昼食(弁当)代1,000円、交流・懇親会費5,000円が必要。

●参加申込・問い合わせ先

村民申込み締切日 5月19日(金)

第50回全国ホタル研究会新潟県関川村大会実行委員会事務局
関川村役場農林観光課内 ☎64-1478

みなさんの事業創造を応援します！

平成29年度『キラリと光る地域ビジネス創造事業』

むらづくり総合推進事業(地域力緊急対策)

村では、平成22年度からみなさんのアイデアを活かした地域課題の解決や地域活性化を図るため「キラリと光る地域活性化事業」を実施、これまで様々な事業が実施されてきました。

平成28年度からは、皆さんのアイデアで、「雇用対策」「若者定住」「産業育成」による地域活性化を図るため、地域に根差した新事業立ち上げを応援する「キラリと光る地域ビジネス創造事業」として、事業を実施しています。今までにない発想での新たなビジネスに挑戦してみませんか？

- ◆募集期間 4月13日(木)～5月31日(水)
- ◆対象者 コミュニティ・集落・企業・任意団体など(当村に活動拠点があること)
- ◆対象事業 「雇用対策」「若者定住」「産業育成」による地域活性化に寄与する新たな事業
- ◆補助金 総額400万円(補助対象経費の2分の1、上限100万円。ただし、村内空き店舗又は空き家を活用した事業の場合は、補助対象経費の3分の2以内、上限額は120万円)
- ◆審査 応募者によるプレゼンテーションを行います。

※詳しい日時などは、今後の広報せきかわでお知らせします。

【問い合わせ・申請先】 総務課企画財政班 ☎64-1476

下関交番 & 上野新駐在所に配属になりました



上野新駐在所
鶴巻 佑介 巡査長



下関交番
大沼 純樹 巡査長



下関交番
篠田 誠 所長

この度の異動で、新潟北警察署(旧豊栄警察署)勤務から上野新駐在所勤務となりました。鶴巻と申します。

私の地元は農村地域であり、関川村の風景とよく似ていますので非常に親しみを感じ、このような良い場所に配属になったことを嬉しく思います。

まだまだ分からないことが多くありますが、これから精一杯関川村の皆さまが安心、安全を実感できるように頑張りますのでよろしくお願い致します。

今回の春の異動で、新発田警察署から下関交番に転勤してきました大沼と申します。

赴任してまだ間もないですが、関川村で勤務し、住民の方々と接していくなかで、新顔の私にも優しく出迎えてくださり、交番の勤務員が頼りにされている地域であると感じました。

住民の方々の期待に応えられるよう精一杯頑張りますので、よろしくお願ひします。

事件・事故や何かお困りことがありましたら、遠慮なくご相談ください。

今回の春の異動で、警察本部の交通部交通指導課から転勤してきました篠田と申します。

交番勤務は約9年ぶりでありますが、全ての警察活動の原点であるため、大きなやりがいを感じるとともに、風光明媚な関川村に赴任できたことを大変嬉しく思います。

1日でも早く管内を覚え、関川村の安全・安心を守るために業務に邁進する所存でありますので、どうぞよろしくお願い致します。

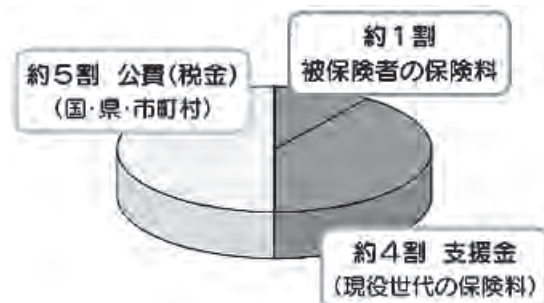
「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.13 保険料の納め忘れはありませんか？

後期高齢者医療制度は、高齢者の方が将来にわたって安心して医療を受けられるための制度です。

皆さんから納めていただく保険料は、後期高齢者医療制度を運営するための大切な財源となります。

これからも健全な医療保険制度を維持していくためにも、保険料は忘れずに納めましょう。



▲医療機関での窓口負担を除いた医療費について、上の図の割合で負担します。

保険料の納め忘れはありませんか？

保険料は、被保険者の医療費などに充てられる貴重な財源です。特別な事情なく保険料を納めない場合、給付に制限がかかることがありますので、忘れずに納めましょう。

保険料の納付には、便利で確実な口座振替をお勧めしていますが、口座振替の手続きを行っていても、実際に口座振替が開始になるまでに1～2か月かかり、その間の保険料が納め忘れになることがありますので、ご注意ください。

なお、火災などの災害や所得の著しい減少など、特別な事情により保険料の納付が困難なときは、申請により保険料の徴収の猶予や減免を受けられる場合がありますので、お早めに住民福祉課にご相談ください。

保険料の納付に口座振替をご利用ください

保険料を納付書で納めている方 (普通徴収)	保険料を年金から納めている方 (特別徴収)
納付書で納めている方は、口座振替にすると保険料の納め忘れの心配や、納期のたびに金融機関に行く必要がなくなり大変便利です。 口座振替への手続きは、住民福祉課にお問い合わせください。	年金から納めている方でも、手続きにより年金からの納付を中止し、口座振替による納付に変更することもできます。 口座振替への手続きは、住民福祉課にお問い合わせください。
【口座振替への手続きに必要なもの】 ●振替口座の預金通帳 ●通帳のお届け印 ●保険証	

※ご家族の口座からの納付に変更した場合、所得税や住民税の社会保険料控除は、実際に保険料を負担した方に適用されます。税額に影響が生じる場合がありますので、十分ご注意ください。